

産業廃棄物処理実績調査について（Q & A）

本報告は、滋賀県における産業廃棄物の発生や移動状況または再資源化などの処理の状況を把握するため、滋賀県知事の産業廃棄物収集運搬業等の許可を有する事業者の皆さまに、その取扱量等のご報告をお願いするものです。

滋賀県に報告書を提出される際の留意事項や記載例等についてQ & Aを作成しましたので、参考としてください。

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課
廃棄物指導係 077-528-3474

目 次

- Q- 1 報告書の提出者について
- Q- 2 電子マニフェストを導入している場合の報告書の取扱いについて
- Q- 3 報告の対象となる産業廃棄物について
- Q- 4 報告書の様式について
- Q- 5 報告書に記入しきれない場合の様式について
- Q- 6 報告書の入手方法について
- Q- 7 報告書の受付期間について
- Q- 8 報告書の提出先および提出方法について
- Q- 9 報告書の提出部数について
- Q-10 報告書を作成する場合の留意事項について
 - (1) 社印・代表社印について
 - (2) 産業廃棄物の種類について
 - (3) 報告書の報告単位について

Q- 1 報告書の提出者は誰ですか。

滋賀県で産業廃棄物収集運搬業あるいは処分業の許可を有する事業者・産業廃棄物処理施設を設置されている事業者の皆様が報告対象となります。
(昨年度中に廃止・失効・許可取消をされた事業者は、今回まで報告対象となります。)

報告対象者の方には6月上旬に通知文および色付きの整理票を郵送します。なお郵送で文書を受け取っていない方は報告対象者ではありません。

Q- 2 電子マニフェストを用いた実績については、報告書は必要ですか。

電子マニフェストを用いた実績についても、報告をお願いします。

Q- 3 報告の対象となる産業廃棄物はどのようなものですか。

(収集運搬業者の場合)

「他者から委託を受けて貴社が収集運搬を行った産業廃棄物」のうち、
「滋賀県内で積み込みまたは積み下ろしを行ったもの」が対象です。

※自ら運搬したもの・貴社が産業廃棄物を排出して
他者に運搬を依頼したものなどは処理実績調査ではなく、
排出現場を所管する自治体への「産業廃棄物管理票交付等状況報告」の
対象となります。

Q- 4 報告書の様式は決められていますか。

県公式HPに掲載していますので、そちらから入手してください。
<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/download/302870/13426.html>

Q- 5 報告書で記入しきれない場合、どうすればよいですか。

別紙を複製し、記入して提出してください。

Q- 6 報告書の様式は対象者に送られてくるのですか。

対象の方に通知文はお送りしておりますが、報告書様式は添付していませんので、ホームページ掲載の様式をダウンロードして入手してください。

Q-7 報告書の受付期間は。

4月1日から6月30日の3か月間です。
(今年度分の産業廃棄物処理実績報告書については、昨年度(昨年4月1日～3月31日)に処理した実績について記入し、6月30日までに当課まで提出してください。)
※受付期間終了後に提出漏れがわかった場合は、速やかに提出してください。

Q- 8 報告書の提出先および提出方法はどうすればよいですか。

【しがネット受付サービスを用いたオンライン提出の場合】

しがネット受付サービスを利用いただくと郵送が不要となり便利なので、活用をご検討ください。

滋賀県公式HP内の「令和○年度産業廃棄物処理実績調査」ページ内の「電子データでの提出(しがネット受付サービス)」をご確認の上、案内に従って報告をお願いします。

(しがネット受付サービスをご利用の場合、色付き整理票は提出不要です)

【紙での提出の場合】

通知文に同封の色付きの整理票に提出先が記載されていますので、そちらをご確認ください。

なお、電子メール・FAXでの受付は行っておりません。

Q- 9 提出部数は何部ですか。

(収集運搬業者の場合)

提出部数は1部です。しがネット受付サービスをご利用いただいた場合は受付完了メールおよび処理完了メールが届きます。

当課の受付印が必要である場合のみ、2部ご提出いただき、返信用の封筒(切手貼付済み)も併せて送付してください。

Q-10 報告書を作成する場合の留意事項を教えてください。

報告書の記載にあたっての留意事項を以下に示しますので、参考にしてください。

(1) 社印、代表者印は必要ですか。

不要です。

(2) 産業廃棄物の種類はどのように記載するのですか。

廃棄物処理法第2条第4項、同施行令第2条に規定する産業廃棄物の種類を原則として記載します。廃棄物処理法第2条第5項、同施行令第2条の4に規定する特別管理産業廃棄物の場合は、その旨を記入し産業廃棄物と分けて記載してください。（例：廃アルカリ（特管））

運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかになるように記載してください。

複数の産業廃棄物が排出段階で一体不可分の状態で混合しているような場合は、「その他混合廃棄物」とし、その混合物の一般的な名称を記入してください。（例：シュレッダーダスト）

(3) 排出量は小数点何位まで記載するのですか。

排出量に記載する数字は、各事業者で管理している有効数字で報告していただいで構いません。